



キビタン©福島県

県外から福島県へ移住をお考えの看護師の方 福島県双葉地域における中核的病院 看護師移住支援金



ペコ太郎

福島県へ移住し、双葉地域における中核的病院への就業で

本人

100万円を支給

子育て加算

**子ども1人につき
100万円を加算**

※最大2人

ひとり親世帯加算

100万円を加算

双葉地域における中核的病院とは？

■ 概要

- 東日本大震災や原子力災害の影響により休止している福島県立大野病院の後継病院となる福島県双葉地域の医療体制の中核を担う新たな病院です
- 福島県立医科大学の附属病院として整備を進めています



イメージ図

■ 整備計画

○ 想定診療科

最終的には次の20科を想定しています。

内科（循環器、消化器、糖尿病、呼吸器）	総合診療科 ※1	外科
整形外科	脳神経外科	救急科 ※2
泌尿器科	皮膚科	耳鼻咽喉科
小児科	精神科	産婦人科
リハビリテーション科	人工透析科 ※3	放射線科

※1 院内標榜 ※2 二次救急や休日夜間などの急病、自然災害や原子力災害医療への対応
 ※3 双葉地域の医療体制の整備状況（民間医療機関等での診察状況）を踏まえて対応

○ 病床数

100床前後で開院し、最終的に250床前後を想定しつつ、段階的に拡充します。

○ 整備スケジュール

令和11年度以降、できるだけ早期の開院を目指しています。

移住支援金支給要件等

■ 移住先に関する要件

- 令和8年4月1日以降に福島県内へ転入（住民票の異動）をしたこと
- 自らの意思で、福島県内に定住（5年以上継続して居住）すること

■ 移住元に関する要件

- 令和6年4月1日から福島県内に住民票を移す直前まで、連続して福島県外の地域に居住していたこと
- 令和8年4月1日から福島県内に住民票を移す直前まで、連続して福島県外の医療機関に従事していたこと

■ 就業に関する要件

- 令和8年度に実施される福島県病院局（県立病院）職員採用試験選考予備試験において看護師職種に合格していること
- 双葉地域における中核的病院（福島県ふたば医療センター附属病院）で5年以上従事する意思を有すること

■ 申し込み期限 令和9年3月10日（水）必着

※詳細は募集要項等を確認ください

募集人数
2名程度



check

募集要項等はこちら！



check

双葉地域における中核的病院の詳細はこちら！



Q 1 申請のタイミングを教えてください

A 1 福島県病院局（県立病院）職員採用選考予備試験において看護師職種に合格し、移住（転入）後、福島県病院局病院経営課へ申請してください。

Q 2 他の移住支援金と重複受給はできますか？

A 2 過去に福島県又は福島県の各市町村が実施する他の移住支援金の交付を受けたことがある場合は受給できません。

Q 3 返還になることはありますか？

A 3 次に該当する場合、支給された額を返還しなければなりません。

- ・移住支援金の申請日から5年以内に福島県外に転出した場合
- ・移住支援金の申請日から5年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ・移住支援金に係る交付決定を取り消された場合
- ・虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

申請の流れ



福島県への移住、双葉地域における中核的病院勤務を決める

福島県病院局が行う職員採用試験選考予備試験を受験

合格

福島県に住民票を移す

福島県病院局に移住支援金の交付申請等を行う

内容審査、交付決定後に申請者へ支給



check

採用試験については、福島県病院局病院経営課HPを確認！

【お問い合わせ先】

福島県病院局病院経営課

TEL：024-547-1019（移住支援金に関すること）

TEL：024-521-7226（採用試験に関すること）

